

公益財団法人福島県産業振興センター
「反社会的勢力に対する基本方針」

平成 23 年 8 月 1 日

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等）とは、一切関係を持ちません。
2. 反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 以上を全うするため、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部機関との緊密な連携を図ります。

(参 考)

平成 23 年 7 月 1 日福島県暴力団排除条例が
施行されました。

事業所の責務

- ・ 自主的に暴力団排除活動に取り組んだり、県が実施する暴力団の排除施策に協力するよう努めなければなりません。
- ・ 不当な要求行為の排除、暴力団の排除に資する情報を得たときは県に提供するよう努めなければなりません。

暴力団との関係の遮断

- ・ 事業者のみなさんは、暴力団と一切の関係を持つことがないよう努めなければなりません。